

令和元年度

第2回目黒区総合教育会議

会議録

(令和2年1月21日開催)

令和元年度第2回目黒区総合教育会議会議録

- 1 開催年月日 令和2年1月21日
- 2 開催場所 教育委員会室
- 3 出席者 目黒区長 青木英二
 教育委員会教育長 関根義孝
 教育委員会教育長職務代行者 櫻井道雄
 教育委員会委員 後藤幸子
 教育委員会委員 笹尾敦夫
 教育委員会委員 松村眞理子
- 4 出席説明者 企画経営部長 荒牧広志
 総務部長 本橋信也
 危機管理室長 谷合祐之
 文化・スポーツ部長 竹内聡子
 子育て支援部長 長崎隆彦
 教育次長 秋丸俊彦
 政策企画課長 田中健二
 広報課長 酒井圭子
 人権政策課長 香川知子
 生活安全課長 徳留春幸
 子育て支援課長 篠崎省三
 子ども家庭課長（児童相談所設置調整課長兼務） 松尾伸子
 教育政策課長（学校統合推進課長兼務） 山野井 司
 学校ICT課長 今村茂範
 学校運営課長 濱下正樹
 学校施設計画課長 鹿戸健太
 教育指導課長 竹花仁志
 統括指導主事 寺尾千英
 統括指導主事 片山順也
 教育支援課長 酒井宏
 生涯学習課長 千葉富美子
 八雲中央図書館長 増田 武
- 5 傍聴者 2名

6 議題

(1) 協議事項

- ・いじめ問題重大事態発生時対応マニュアル（案）について

(2) その他

7 会議の結果及び主要な発言

別紙のとおり。

(午前9時31分開会)

- 区長 それでは、若干定刻を過ぎましたが、ただいまより令和元年度第2回目黒区総合教育会議を開会させていただきます。
- 冒頭ですけれども、傍聴の方がお見えです。原則傍聴可ということですので、傍聴を許可したいと思います。よろしいでしょうか。

(各委員同意)

- 区長 それでは、会議に入る前に、私からご挨拶を申し上げたいと思います。
- 委員各位におかれましては、新年ということで、何かとご多忙の中をご出席をいただきまして、まずはお礼を申し上げます。
- また、松村真理子委員におかれましては、中山ひとみ前委員の後任ということで、昨年12月に議会で任命同意をいただき、私から教育委員をお願いをしたということでございます。中山前委員と同様に、弁護士という立場で、ご発言をどうぞよろしくお願い申し上げます。
- この会議そのものは、もう何度も行われておりますけれども、執行機関を代表して、区長である私と教育委員、独立した行政機関である皆さん方との調整・協議の場ということになります。認識・情報を共有して、教育行政の充実・発展ということが大きな目的でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。
- 新委員の松村真理子委員からご挨拶をお願いします。

- 委員 では、改めまして、区長からご紹介をいただきました弁護士の松村と申します。
- 教育行政にかかわらせていただくのは初めてですけれども、弁護士実務30年超の経験を生かしながら、微力を尽くしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(議題 いじめ問題重大事態発生時対応マニュアル(案)について)

- 区長 それでは、議題に入ります。
- まず最初に、いじめ問題重大事態発生時対応マニュアル(案)についてを議題にいたします。

当マニュアル（案）について、事務局から説明を願います。

○説明者 （資料により説明）

○区長 ありがとうございます。
それでは、ただいまの説明について、発言を求めたいと思います。

○委員 皆さんの努力で詳細なマニュアルができて、本当に素晴らしいというのが、第一印象です。

2点お伺いしたいのですけれども、まず、5ページの対応組織の概要で、上から5行目、学校は、定期的で開催している学校いじめ対策委員会に指導主事等を加えた拡大学校いじめ対策委員会を設置するとあります。

拡大学校いじめ対策委員会の委員の役割が40ページに書いてありますが、指導主事がスクールカウンセラーとして、役割分担の中の在籍児童等の心のケアを行うのでしょうか。

そうすると、最初の学校いじめ対策委員会と拡大学校いじめ対策委員会と、どこが違うのか。いわゆる調査ということについては、前とほとんど同じで、いわゆる第三者の目が、入りにくいと考えられます。そのときに、拡大学校いじめ対策委員会のほうに、教育委員会事務局のどなたかが入っているほうがいいのではないか。少なくとも、拡大学校いじめ対策委員会のほうでは、調査について、もう少し独立というか、第三者の意見が入るような形のほうがいいのではないかと思いますがいかがでしょうか。

それから、もう一つは、いじめは社会通念上のいじめと法令上のいじめがあつて、社会通念上のいじめというのは、故意でやったいじめですけれども、法令上のいじめでは、好意でやった行為もいじめに該当する。

本来は加害者の優位性というのと被害者の尊厳というその二つが、いわゆる社会通念上のいじめだと思うのですけれども、法令上のいじめは、かなり範囲が広いので、加害者と被害者に対しての教育上の配慮を十分していただきたいと思います。その2点です。

以上です。

○区長 2点、よろしいですか。

○説明者 ありがとうございます。

まず、1点目の拡大大学校いじめ対策委員会ですが、先ほど、こちらには指導主事が入るということで、これは教育委員会事務局との連携を密にとりながら進めるために、学校だけではなく、指導主事も入って、教育委員会と連携しながら対応していくために入れているものでございます。

先ほど、スクールカウンセラーということでございましたが、スクールカウンセラーについては、学校のほうで、学校いじめ対策委員会の中でも、組織の一員として入って対応するケースもございます。

もちろん、指導主事も入りながら、スクールカウンセラーとの連携について、指導・助言をしたり、また教育委員会事務局と協議をしながら、具体的にスクールカウンセラーをどう活用していけばいいのか、そういった指導・助言も含めてやっていく必要があると考え、指導主事が学校に入って、拡大大学校いじめ対策委員会に指導・助言を行っているところでございます。

第三者の目が入るといいのではというご意見でございましたが、指導主事が入って、学校だけでなく、教育委員会事務局と連携を図っていくということで、学校だけでなく、一緒にやっていこうということでございます。

また、2点目でございますけれども、こちら、特に法令上のいじめになると、好意で行った行為も該当するというので、基本的には、いじめは被害者の立場に立って対応していくというのは基本ではありますが、好意で行った場合で、これは、あなたはいじめですよといった場合になると、加害とされる児童にとっても、本当は好意でやったのに、いじめの加害者として扱うということになってしまいます。例えばですけれども、このマニュアルの中の、18ページの5番、(2)イのところがございますが在籍児童等の聞き取りの調査において、いじめを行ったと考える児童等への聞き取りについては、いじめを行ったと早急に決めつけることのないように配慮しながら、慎重に聞き取るように指導するとあるように加害者の児童についても人権上の配慮を十分に行って、委員ご指摘のとおり、対応を進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○区長

よろしいですか。ありがとうございます。

続きまして、ご発言お願いいたします。

○委員

このたび、平成30年度に作成していただいたマニュアルに、

さらに不登校のところの対応を入れていただき、しっかりしたマニュアルを作成していただき、本当にありがとうございます。

もちろん、このマニュアルを使わずに、未然に防げることが一番いいことだと思いますので、その辺の学校への働きかけは、引き続きお願いしたいと思います。

しかしながら、不測の事態、特に亡くなったりするケースが出た場合は、このようなマニュアルがあると、対応する方の助けになることは間違いないと思いますが、恐らく状況は、このとおりには進まないと思いますので、対応をきちんとするためには、日々の訓練がやはり必要になると思います。今回、2年続けて訓練していただいていると思いますが、ぜひ引き続き、事例を増やすということも踏まえて、訓練をしていただきたいと思います。

また、後半部分の不登校時の対応につきましては、現時点でも少し、不登校児童・生徒を目黒区は抱えておりますので、そのあたりの個々の対応全て、ここに網羅するというわけにはいかないと思いますので、最大公約数を入れていただいていると思いますが、一人ひとり違うと思うので、特記事項として、ここは入れたほうがいいのかというところは、このマニュアルをつくっておしまいではなくて、日々改訂・改善に向けて、見直していただくようお願いしたいと思います。

その中で、1点お伺いです。29ページの学校における当日の対応についてですが、在籍児童等のところの部分での対応の内容に、緊急全校集会等のことを書かれています。ここに登下校のことを、記載しなくていいのかと思いましたがいかがでしょうか。

というのも、今回の訓練の事案では、マスコミの入電が先で、学校には生徒たちは登校しているという想定だったかと思います。ですので、次に、下校が発生するときには、既にマスコミが近隣にいるのではないかと。時間帯にもよると思いますが、登下校について、小学校であれば、集団で下校させるとか、そういった細かいところが少し入ってもいいのではないかと。そのあたりは、細か過ぎたら入れなくてもいいと思いますが、そこを思った次第です。

あと1点、最後の地域への対応内容については、登下校の見守りをお願いするというのは、記載を盛り込んでいただいて非常によかったと思います。現場周辺はすごく混乱しますので、そのあたりの手助けを皆さんにお願いするというのは、非常によかった

と思います。

以上、1点だけです。お願いします。

○区長

1点ご質疑なので、よろしくお願ひいたします。

○説明者

それでは、登下校についてということでございますけれど、学校の対応の内容について、登下校も含めた緊急全校集会での具体的な児童・生徒への指導内容等についても記載をしてほしいという声が実は学校からも上がっております。これについては、今回は、具体的な記載は間に合っておりませんが、そういったことも必要だと考えていますので、今後検討して盛り込んでいきたいと考えてございます。

以上です。

○区長

よろしいですか。ありがとうございます。

お願ひいたします。

○委員

今回のマニュアルでは、かなり事務局で対応していただきまして、前回の教育委員会で、私の意見を少し言わせていただきましたが、ほとんど網羅されているということで、事務局の対応のすばらしさに、感服している次第であります。

あえて要望ということで、意見を述べさせていただきます。

私の立場としましては、特に学校内部、それから教育委員会の事務局内部での対応につきましては、これはもう、ほとんど口出しする必要のない、すばらしい内容になっていると思います。

私が少し気になるのは、地域への対応、地域の方々への支援、それから、地域の方々が何らかの形でこの問題に対応していただく、そのための工夫というところで、少し意見を述べさせていただきます。

まず、一つ気になりましたところは、生命等にかかわる重大事態の対応のところ、12ページ、在籍児童等・地域への対応支援のところ、これは、教育委員会の動くべき内容ということで「イ 地域への対応を支援する」とあります。ここで、学校サポートチームのメンバー及び学校評議員への情報提供と協力依頼をするとあります。要は、対象相手がサポートチームのメンバーと学校評議員、これは当日の対応ではありますので、緊急を要するような情報を提供する対象者が、学校評議員までに一応、限られているような表現になっております。

ところが、2日目から7日目の対応で、19ページの「エ 地域への対応を支援する」というところでは、学校とかかわりの深

い民生・児童委員、青少年委員、自治会役員等への情報提供ということで、当然、対応の仕方が時を追って変わってくるということもありますので、対象者がこうやって広がってくるというような表現になっております。

これは非常に、ある意味では整理されていて、わかりやすいといえればわかりやすいんですが、実際に教育委員会の対応で、担当の方の対応の仕方によっては、2日目から7日目の対応を当日行ってしまう、つまり、対象者を広げてしまうというような混乱が起こるのではないかということの一つ思いました。

そういう意味でも、民生・児童委員には、2日目から7日目の対応ということで情報提供しますということが、相手方にそれなりに納得していただけるように、いや、やはり当日知りたいというようなご意見もあると思いますので、そういう意味の整理をしていただきたいというのが一つ要望であります。

それから、地域への対応の内容という意味では、29ページの「地域への対応内容」ということで、丁寧に書かれていますので、これは前回、私の意見の内容からしますと、かなり配慮された内容と思っております。

ただこれは、あくまでも学校における対応ということで、地域への対応内容ということになっておりますけれども、この中に恐らく、教育委員会側からの支援というのが、当然入ってこなければいけないだろうと思います。要は、学校だけでは、これだけの問題を地域住民に対して、どれほど、ふだんのおつき合いの中からできるかということを考えて、この辺も含めて、教育委員会の対応と支援というものを具体的にわかるように、少し表現を工夫されたらどうかというのが要望としてございます。これが2点目です。

それから、報道機関への対応ということで、これは15ページですが、過熱報道対策ということで以前は述べられていましたけれども、報道対策というところで、先ほどの登下校の問題も同じようなことではあると思うんですけれども、報道、マスコミ関係者の、ある意味では、周辺地域というようなものを余り考慮しない勝手な行動というのが、私の住んでいる周辺でもたまに見られますので、そういったことが起こる、不測の事態、これは当然あることと思います。そういう意味でも少し、この内容は、例えば、学校の立ち入りは禁止というような形で書かれているんですけれ

ども、この辺についても、どういう形で禁止するのかというようなことも、少し親切な説明をつけ加えられたらどうかというのがあります。過熱している相手に対して、どういう説明をするのかというところが難しいところだと思います。

いずれにしても、こういう形で、地域への対応ということはかなり具体的に述べていただいたということで、これは私の要望からしますと、ほぼ100%に近い内容でカバーされているとおっしゃるので、若干の補足というのをお願いしたいというのが私の意見でございます。

○区長 今、3点の要望をいただきましたので、しっかり踏まえていただきたいと思います。

お願いいたします。

○委員 非常に手厚いマニュアルをつくられているということで、教育関係者にとって、非常に心強いものであるという印象を持ちました。

きょうのご説明をお聞きして、気づいた点を2点、ご質問させていただきたいと思います。

まず、マニュアル(案)についてという、かがみ文の項番2の(4)のところのアですけれども、当該児童等とかかわりの深い在籍児童等に聞き取り調査を実施する場合ということで、保護者の承諾をとられるということで、書式も決まっているというのを拝見しました。

ちょっと思いましたのは、例えば児童等に聞き取りをする場合ですけれども、個別の聞き取りに関しまして、保護者の方が、子どもだけでは心配なので、自分も立ち会いたいという要望が出た場合にどうするかということも、マニュアルで考えられたらどうかと思いました。

個人的には、今回、この訓練のように、中学生のお子さんの周辺のお子さん、10代前半を関係者ということで聞き取りをするような場合、やはり保護者としては、子どもも動揺しているし、子どもだけで他人というか、余りよく知らない方からヒアリングを受けるということに、非常にナーバスになるのではないかと思います。保護者の方に余り発言は認めないような形で制限をしつつも、やはり同席ぐらいは認めるということもあっていいのではないかと考えております。

2点目なんですけれども、44ページの主な情報の流れという、A3判の資料をつけていただいていますけれども、この中に、随時報告書が提出されるということになっています。この報告書を必ず

しも全て公表するわけではないということだと思っただけですが、その公表の範囲について、どういう方向性で考えていらっしゃるのかということと、ケースによっては、民事訴訟に発展するというような場合も考えられるのではないかと思います。公表しない事項について、そういった法的責任を追究するような手続の中で、開示の請求があった場合に、どこまで開示をするかとかについては、何か方針を考えていらっしゃるのかをお聞きしたいと思います。

以上です。

○区長 2点、よろしく願いいたします。

○説明者 まず1点目ですが、保護者の方から自分も立ち会いたいという要望、こちらについては、想定していなかったもので、こういったことも検討に加えていきたいと思われました。ありがとうございました。

また、報告書の公表の範囲ということですが、開示請求があったときには、開示請求の手続に従ってやっていくというところがございます。その公表の仕方についての具体については、特に記載がないので、またこちら、改めて確認をして、記載できるところは記載していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○区長 よろしいですか。ありがとうございました。

教育長、お願いします。

○教育長 では、私のほうからは、質問ではなしに、この対応マニュアルに係る教育委員会としての姿勢について、改めてお話をさせていただきます。

まず、この対応マニュアルの改訂作業に当たってくれた教育指導課を中心とする事務局の皆さんの労をねぎらいたと思います。

それで、この対応マニュアルを整備することの意義ですけれども、一つには、個々の事案を解決していくために有効なものであるということ、そして、もう一つは、区長部局と教育委員会が法令にのっとり、適切な手順で対応する、対応しているということを示すという役割も有しているものだと思います。

子どもたちの間のいじめ問題を考える上で、意識し続けなければいけないのは、先ほど他の委員からもお話がありましたけれども、いじめの被害者だけではなくて加害者も、さらにその双方の保護者の人権にも配慮して、関係者のその後のことも十分に考えた教育的な解決を図っていかねばいけないということだと思います。

したがって、難しい対応の連続ではありますが、いじめ防

止対策推進法の整備によって、以前であれば、表面的な対応にとどまるおそれのあった事案についても、より深く調査・検証することができるようになったという経験を、これまでに学校、教育委員会も積むことができているものと認識しているところです。

今後も、さまざまな事案が発生していく中で、その一つひとつの事案への具体的な対応を積み重ねる形で、ローリングしていくこととなりますけれども、区長部局の子育て支援課を中心に連携して、問題解決に当たっていくとともに、人権政策課などからも必要な助言をもらいながら、この対応マニュアルを調べ、適時・適切な対応をしていきたいと思えます。

私からは以上です。

○区長

意見ということで、よろしくお願ひしたいと思えます。

最後、私から、要望ということなんですが、別紙の44ページのA3の情報のフローチャートですが、区長部局を代表して申し上げるなら、私も子育て支援課長から随時、今までも何回か報告を受けていますので、今も教育長が言っていました、適時・適切な情報をお願いします。情報提供は、早過ぎるということはずなくて、トゥ・レイトがないように、どうぞ区長部局と連携をし、子育て支援課を通して私のほうに、適時・適切にご報告をいただきたいということ。いじめが究極に自殺につながることも、十分あり得るわけで、生命にかかわることにもつながってきますので、ぜひその辺は、よろしくお願ひしたいと思えます。

よろしいでしょうか。

それでは、ご質疑、意見、要望を終わりたいと思えます。今後については、今、さまざまなご質疑、意見、要望をいただきましたので、こういったことを踏まえまして、先ほど説明者からも今後のスケジュールで申し上げましたが、2月を目途に決定ということでございます。どうぞよろしくお願ひしたいと思えます。

議事を終わります。

その他に入ります。その他について、何か事務局からございますか。

(議題(2) その他)

○区長

ないということですので、その他を終わります。

この際でございますので、各委員から何か、教育行政全般につ

いてご発言がありましたら、挙手をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、教育委員の皆さんからのご意見も特段ございませんでしたので、終了させていただきたいと思います。

用意させていただいた、きょうの議題は1本でしたが、議了いたしました。今年度については、必要が生じた場合開催をさせていただくことがあろうかと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本日の会議をこれで閉じます。ありがとうございました。

(午前10時20分閉会)